資料3-2

検討会の議論を
踏まえ制度化

船員の教育訓練、雇入れ時の確認

船員への教育、雇入れ時の確認

国土交通省

● 船舶所有者は、当分の間の措置として、搭載した自動運航システムの設計・開発を行った事業者の協力を得て、自動運航船に乗り組む船員に対し、あらかじめ自動運航システムに関する教育訓練を実施し、当該教育訓練を受けたことを雇入れ時に確認する仕組みの構築を検討する。

教育訓練の実施から確認までの流れ（船員法適用船舶の場合）

1 教育訓練の実施

自動運航船への乗組み前に1回実施
※自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料の承認（船舶安全法施行規則第51条）を受ける場合は再度実施

船舶所有者 → 教育訓練の実施 → 船員

実施体制

① 自動運航システムを搭載した船舶（以下「自動運航船」という。）に乗り組む船員が習得する必要がある知識の項目を国において設定
② 船舶所有者は、搭載する自動運航システムの設計・開発を行った事業者の協力（講師の派遣・教材・手順書等の提供など）を得て、①で定められた項目を習得するために必要な教育訓練を自動運航船に乗り組む前に実施

講師要件の設定（自動運航システムの設計・開発への関与等）について検討

2 教育訓練修了の確認書交付

船舶所有者 → 教育訓練修了の確認申請 → 国土交通省 海事局
船舶所有者 ← 教育訓練修了の確認書交付 ← 国土交通省 海事局

海事局（本省）において、必要な知識の習得に必要な教育訓練を受けているか確認

3 確認書の確認（雇入契約の届出時）

船員法適用船舶が対象（総トン数5トン以上等）

船舶所有者 → 教育訓練修了の確認書を添付 → 雇入契約の成立の届出 → 地方運輸局

自動運航船に係る雇入契約の成立の届出時に当該船舶に乗り組む船員が確認書の交付を受けているか確認